

## HITGLISH 利用規約

株式会社イコールワン(以下、「甲」という)は、甲が運営する「HITGLISH」上で提供するオンライン英会話サービス(以下、「当サービス」という)の申込み希望者および利用者(以下、「乙」という。なお、乙のうち、乙が属する法人等の団体(以下「法人」という)が甲と当サービスの提供に係る契約(以下、「法人契約」という)を締結し、法人契約および当利用規約に基づいて当サービスを利用する乙のことを、「丙」という)が当サービスを利用することに関して以下の利用規約(以下、「当利用規約」という)を定めます。

乙は、当利用規約および甲が別途定めるプライバシーポリシー(以下、「プライバシーポリシー」という)を熟読しなければなりません。なお、乙は、当利用規約のすべての条項に同意したうえで当サービスへの登録申し込みを行うものとします。

### 第1条(契約の成立)

1. 乙は以下の条項を承諾のうえ、甲に対し会員登録による受講の申込みを行い、甲はこれを承諾します。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として契約が成立するものとします。
  - 乙が未成年であるときは、親権者の同意があること。
  - 受講条件のある講座にあつては、当該条件を充たしていること。

### 第2条(拒否事由)

本会は、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込みをお断りすることがあります。

1. 前条各号に掲げる要件を充たさず、或いは充たさないことが判明したとき。
2. 乙が希望する講座の定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に役務の提供が不可能なとき。
3. 甲所定の期日までに記載の学費を支払わなかったとき。
4. その他、甲が不相当と認めたとき。

### 第3条(役務の提供及び対価の支払)

1. 甲は乙に対し、甲の定める講座の中から、乙が選択したコース内容の役務を提供します。

2. 乙は、入会月に契約プランに基づいた月会費＋翌月分会費をお支払い頂きます。以降毎月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分会費をお支払いいただきます。
3. 乙は、固定枠をご利用の場合、1枠につき550円を翌月の月会費に加算してお支払いいただきます。

#### 第4条(学習指導の形態)

甲の指導形態は、所定の教室で所定の指導時間内に、一人の講師が原則として一人の受講生に対してマンツーマン形式で指導を行います。

#### 第5条(学習指導の開始日)

本契約において、学習指導の開始日とは、初回カウンセリングを行った日とします。

#### 第6条(学習指導の実施方法)

甲はZOOM社のシステムを使用して、オンライン授業の提供を行います。

#### 第7条(学習指導期間と契約期間)

学習指導の期間は、学習指導の開始日から乙が当社所定の方法により退会手続きを行った日までとします。

#### 第8条(レッスン)

1. 乙は本サービスを利用するにあたり、レッスンを受講するに際し、甲が別途定めるコースを事前申し込みし、自らレッスンの予約を行いレッスンを受講します。予約したレッスン日時にZOOMIにログインしてレッスンを受講するものとします。

2. 乙は、自らの責任と負担に於いて、レッスン開始予定時間前にZOOMにログインするものとします。なお、甲は、利用者の都合による遅刻、早退、欠席、その他トラブル等により生じた講義の受講不能等については一切の責任を負わないものとします。
3. 乙はレッスン予約をキャンセルする場合、当該レッスン開始時間の3時間前までに弊社所定の予約サイトよりキャンセルの手続きを行わなければなりません。このキャンセル手続きが行われず、同月に2回キャンセルが発生した場合、3回目以降のキャンセルは都度2,200円のキャンセル料が発生します。キャンセル料は翌月の月会費引き落とし日に加算してお支払いいただきます。万が一キャンセルが発生した月に退会される場合、翌月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に返金する額から引かせていただきます。
4. 甲は、乙が予約したレッスン開始後10分以上現れなかった場合、そのレッスンをキャンセルとみなし、当該レッスンは行いません。
5. 甲は、乙が予約したレッスンについて、代講も含めて講師の事情によりレッスンの実施ができない場合、当該レッスン予約の取り消しを行うことができるものとします。また、この場合翌月のカード引き落としからキャンセル料5,000円を引かせていただきます。万が一キャンセルが発生した月に退会される場合、翌月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に返金する額に加算いたします。
6. 甲は以下の場合を除き、いかなる理由があつたとしても、一切の責任を負わないものとします。
  - 1.通信障害により乙がレッスン受講できなかった場合
  - 2.当社の過失により乙のレッスン受講が不可能となった場合

## 第9条(任意退会)

1. 乙は、会員登録日を含めた7日以内に当社指定の方法にて手続きをした場合、契約を解除することができます。この場合、甲は乙に支払い済みの納入金から返金手数料1,000円を差し引いた金額を翌月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に返還するものとします。
2. 甲から開講日以後に退会の申出があつた場合、契約は申出日をもって終了します。この場合、会費の日割り計算による返金はいりません。申請前月の引き落としをもって料金の払い込みは終了します。申請日が入会月もしくは入会翌月以降の20日を過ぎた場合、事前にお預かりしている翌月会費を申請翌月の20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に返金致します。

## 第10条(任意退会の方法)

前条による契約の解除は、乙が契約を解除する旨を甲所定の方法(HITGLISH会員専用LINEもしくは、登録メールアドレスより[contact@equalone.co.jp](mailto:contact@equalone.co.jp)へ「名前」「本人確認書類の写し(免許証、パスポート、住民票等登録情報と同一の名前が記載されているもの)」及び第9条記載の返金規定に該当する場合は「返金先口座情報」を記載及び資料を添付いただくことで、効力を生じます。

## 第11条(休会)

甲は休会を希望する場合、乙が契約を休会する旨を甲所定の方法(登録メールアドレスより[contact@equalone.co.jp](mailto:contact@equalone.co.jp) へ「名前」「本人確認書類の写し(免許証、パスポート、住民票等登録情報と同一の名前が記載されているもの)」を記載及び資料を添付いただくことで、効力を生じます。休会を希望する前月末までに申請を行った場合、翌月以降の月会費は発生しません。なお、休会期間中は、アカウント管理費といたしまして毎月1,100円をお支払い頂きます。

## 第12条(復活/再入会)

1. 乙が復活(休会中の再開)を希望する場合、毎月末日を復活申請締日として、申請の翌月1日よりレッスンを予約することができます。復活月の20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分の会費をお支払いいただきます。乙が契約を再開する旨を甲所定の方法(HITGLISH会員専用LINEもしくは登録メールアドレスより[contact@equalone.co.jp](mailto:contact@equalone.co.jp)へ「名前」「本人確認書類の写し(免許証、パスポート、住民票等登録情報と同一の名前が記載されているもの)」を記載及び資料を添付いただくことで、効力を生じます。
2. 乙が退会後の再入会を希望する場合、新規入会時と同様の方法で入会手続きを行い、入会月分会費の日割り分+翌月分会費をお支払いいただきます。以降毎月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分会費をお支払いいただきます。

## 第13条(役務を提供できないときの取り扱い)

甲は、乙の契約した役務を弊社の責に帰すべき事由により提供できないときは、代講又は休講とし、休講の場合はできる限り補講を行います。補講を行った場合は学費の返還はいたしません。補講ができない場合は、休

講分の学費を速やかに返還します。(休講日数×1,100円)但し、乙の契約した役務をできないことにつき、甲の責めに帰す事由がないときは、この限りではありません。

#### 第14条(遵守義務)

1. 乙は、甲の定める規定、講師及び甲社員の指示や指導を遵守するものとします。
2. 乙は、甲の運営に対して妨害となる行為、甲を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。

#### 第15条(弊社による解除)

甲は、乙が前条1項又は2項の定め違反して、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該申込者に対して学習指導を停止し、又は契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の学費、契約解除に伴う学費は、返還しないものとします。

#### 第16条(当サービスの変更・中断・終了及び譲渡)

甲は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中断できるものとし、本サービスの中断に関する責任を負わないものとします。

1. 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、感染症の流行その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
2. 本サービスを提供するシステムに故障等が生じた場合
3. その他、甲が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合
4. 本サービスの提供が技術的に困難または不可能となった場合。
5. 甲は、前項の規定により、本サービスの運営を中止するときは、あらかじめその旨を乙に通知するものとします。

#### 第17条(紛争の解決)

1. 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合には、両者協議のうえ、解決するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

## 第18条(個人情報)

1. 「個人情報」とは、乙に関する情報であつて、メールアドレス、氏名、その他の記述等により特定の会員を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員を識別することができるものを含まず。)のことをいいます。
2. 甲は、個人情報を、「個人情報保護法」に基づき、適切に取り扱うものとします。

## 第19条(規約の変更)

本規約は、事情により告知なしに変更されることがあります。その場合甲はホームページにて告知致します。

以上

2022年8月19日改訂  
株式会社イコールワン  
代表取締役社長 安田 錦之助